

5-34 座席

5-34-1 性能要件（視認等による審査）

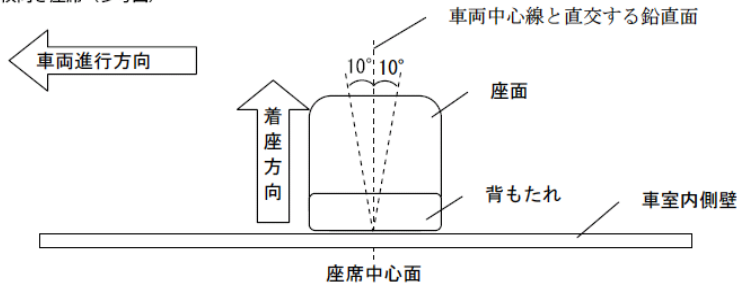
- (1) 座席は、安全に着席できるものとして、着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように設けられていなければならない。この場合において、座席の向きは次に定めるものとする。（保安基準第22条第1項関係、細目告示第184条第1項関係）

ア 前向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であって、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心面（座席の中央部を含む鉛直面をいう。以下同じ。）との角度が左右10度以内となるよう車両の前方に向いているもの。

イ 後向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であって、車両中心線に平行な鉛直面と座席中心面との角度が左右10度以内となるよう車両の後方に向いているもの。

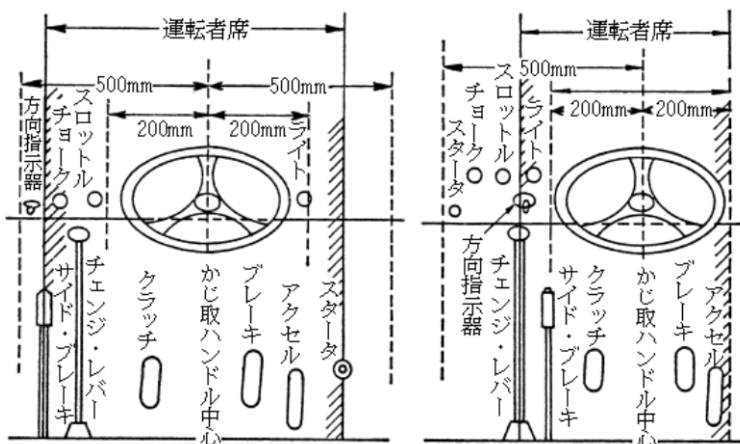
ウ 横向きに備える座席とは、運行中に使用する座席であって、車両中心線に直交する鉛直面と座席中心面との角度が左右10度以内となるよう車両の側方に向いているもの。

横向き座席（参考図）



- ① 自動車の運転者席の幅は、5-12-1(1)に掲げる装置（乗車人員、積載物品等により操作を妨げられない装置を除く。）のうち最外側のものまでの範囲とする。この場合においてその最小範囲は、かじ取ハンドルの中心から左右それぞれ200mmまでとする。

(図)

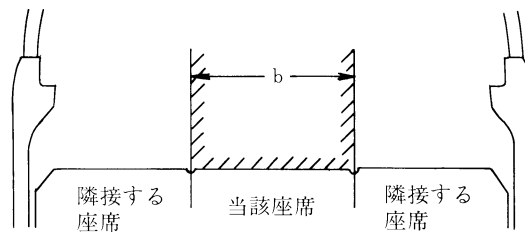


- ② 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座

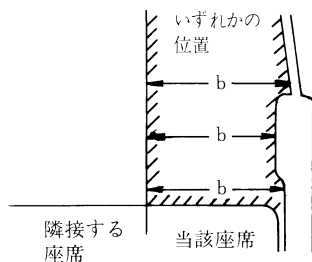
席を除く。)は、1人につき、幅400mm以上の着席するために必要な空間を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- ア 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が400mm未満のもの
- イ 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間に幅が400mm以上となる空間を車室内に有しないもの
- ウ 3席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間のうち当該座席面の上方のいずれの位置においても車室内に幅400mm以上となる空間を有しないもの

- (例) (1) 3席以上連続した座席のうち両端の座席以外の座席であってその幅が400mm未満のもの又は当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅



- (2) 3席以上連続した座席のうち両端の座席であって当該座席に隣接する座席に着席するために必要な空間以外の空間の幅



- ③ 自動車に備える座席は、次に掲げる自動車に備える座席を除き、横向きに設けられたものでないこと。

- ア 乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）
- イ 車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車
- ウ 緊急自動車
- エ 車体の形状が患者輸送車並びにキャンピング車
- オ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- カ 幼児専用車（幼児用座席は除く。）
- キ 乗車定員10人の福祉タクシー車両
- ク 乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量10tを超える自動車（横向きに備えられた座席であって規則第80号の技術的な要件（同規則第3訂版の規則7.4に限る）に適合するものに限る。）

- ④ 幼児専用車の幼児用座席は、前向きに設けられたものであること。

⑤ 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ（前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあつては、その2倍の長さとする。）以上の間げきを有すること。

ア 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200mm

イ 幼児専用車の幼児用座席 150mm

(2) 自動車の運転者席以外の用に供する座席（またがり式の座席を除く。）は、安全に着席できるものとして、その寸法に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車の座席及び幼児専用車の幼児用座席以外の座席であつて5-36-1に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。（保安基準第22条第2項関係、細目告示第184条第2項関係）

① 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上（非常口付近に設けられる座席にあつては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあつては幅300mm以上、奥行250mm以上）であること。

ア 補助座席（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる1人用のものをいう。以下同じ。）

イ 乗車定員11人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1人用のもの

ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席

② 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270mm以上、奥行230mm以上270mm以下であり、床面からの高さが250mm以下でなければならない。ただし、自動車の床面に備えることができる年少者用補助乗車装置を幼児専用車の専ら座席の用に供する床面に幼児用座席として備える場合にあつては、この限りでない。

(3) (1)⑤に掲げる間げき並びに(2)に掲げる座席の幅及び奥行は、次に定めるものとする。（細目告示第184条第3項関係）

① 間げきは、座席の中央部から左右190mmの間（補助座席にあつては左右150mmの間とし、幼児用座席にあつては左右135mmの間とする。）における当該座席の前縁からその前方の座席の背あての後縁、隔壁等（当該座席への着席を妨げない部分的な突出部を除く。）までの最短水平距離とする。この場合において、座席の調整機構は次に掲げる状態とする。

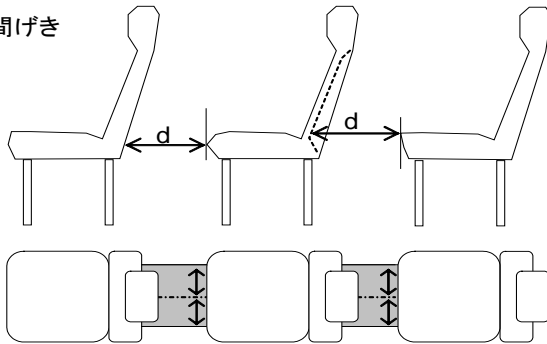
ア リクライニング機構を有する運転者席等（運転者席と一体となって作動する座席及び運転者席と並列な座席を含む。以下5-34-1(3)において同じ。）にあつては背もたれを当該運転者席等の鉛直面から後方に30°（30°の位置に保持できない場合は、30°に最も近い角度。以下5-34-1(3)において同じ。）まで倒した状態

イ スライド機構を有する運転者席等にあつては、間げきが最小となるように調整した状態。ただし、運転者席と並列な座席の前縁からその前方の隔壁等までの間げきについては、当該座席とその後方座席との間げきが最小となるように調整した状態とすることができる。

ウ 運転者席等以外の座席であつてリクライニング機構、スライド機構等の調整機構を有するものにあつては、間げきが最小となるように調整した状態

(例) 座席の間げき

d: 間げき

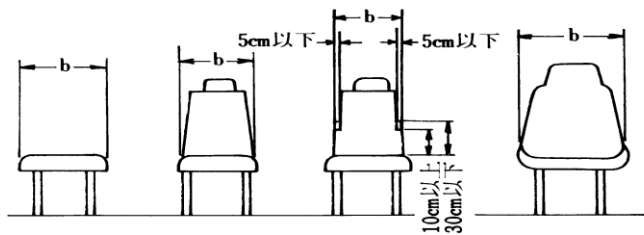


- ② 幅は、座席の中央部の前縁から、奥行の方向に 200mm 離れた位置において、奥行の方向と直角に測った座席の両端縁（肘かけがあるときは肘かけの内縁）の最短水平距離とする。この場合において、分割された部分がそれぞれに位置を調整できる座席であって一体の状態とし得るものについては、その状態とする。なお、座席面から 100mm 以上 300mm 以下の高さに設けられた肘かけについては、座席の内側への張り出しは 1 個の肘かけにつき 50mm までは張り出しても差し支えないものとして取り扱う。
- ③ 奥行は、座席の中央部の前縁から後縁（背あてがあるときは背あての前縁）までの最短水平距離とする。

(例)

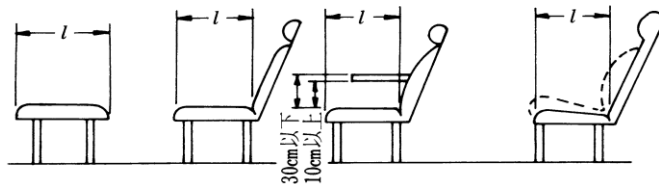
(イ) 座席の幅

b: 座席の幅



(ロ) 座席の奥行

l: 座席の奥行



- (4) (2)の規定は、(2)本文ただし書の規定により、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって、次に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものには、適用しない。(細目告示第184条第4項関係)

- ① 指定自動車等に備えられている座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置
 - ② 座席ベルトの腰用帯部の取付装置の取付間隔が車両中心面に平行な平面の距離で 330mm 以上であり、かつ、当該座席ベルトが正常に機能する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置
- (5) 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の座席（当該座席の取付装置を含む。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、次に掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 3 項関係）
- ア またがり式の座席
 - イ 容易に折り畳むことができる座席であつて、次に掲げるもの
 - (7) 通路に設けられるもの
 - (4) 専ら座席の用に供する床面以外の床面（荷台を除く。）に設けられるもの
 - ウ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の 7 倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる一人用の座席
 - エ 横向きに備えられた座席
 - オ 後向きに備えられた座席
 - カ 非常口付近に備えられた座席
 - キ 法第 47 条の 2 の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席
- (6) (5)の自動車〔乗車定員 11 人以上の自動車（高速道路等において運行しないものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車を除く。〕の座席の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員を保護するものとして、構造等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(7)の基準に適合するものでなければならない。ただし、(5)アからキに掲げる座席にあつては、この限りでない。（保安基準第 22 条第 4 項関係）
- (7) (5)の自動車の座席及び座席取付装置は、次に掲げるものであつて、その機能、強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものでなければならない。（細目告示第 184 条第 8 項関係）
- ① 指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席及び座席取付装置
 - ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席及び座席取付装置
- (8) 乗車定員 11 人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅 500mm 以上、有効高さ 300mm 以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けることができる。（保安基準第 22 条第 5 項、細目告示第 184 条第 5 項）
- (9) (8)の「大部分の窓」は、側窓総数の 2 / 3 程度以上のものとし、「有効幅」は水平に測った距離、「有効高さ」は鉛直に測った距離とする（以下本章において同じ。）
- (10) 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。（保安基準第 22 条第 6 項、細目告示第 184 条第 6 項）

5-34-2 欠番

5-34-3 欠番

5-34-4 適用関係の整理

4-34-4の規定を適用する。